令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

		(栓) 在
項目	名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税	目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
要	-	企業者等に係る法人税の軽減税率(年 800 万円以下の所得金額に適用。 1%・租税特別措置 15%)について、適用期限を2年間延長する。
望		
Ø		
内		
		平年度の減収見込額 ――百万円
容		(制度自体の減収額) (▲156, 700 百万円)
		(改正増減収額) (―百万円)
設・拡充又は延長を必要とする理	かった者 (2) 環手続きが中存係等 施型は足、不	策目的 企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業経営基盤を強化する。 策の必要性 コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業の収益悪化している。また、海外経済の不確実性や、半導体等の供給制約、人、労働生産性の伸び悩み、後継者難等の経営課題も山積しており、引きその経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。先行透明な状況が続く中で、これらが資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋が
由	中小う存在り、キ	いては我が国経済に大きな影響を与えるおそれもある。 企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担 であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げによ ャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競 維持・向上を図ることが必要である。

今回の要望		政策体系における	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策目的の 位 置 付 け	
	合	政 策 の 達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい 経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽 減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することに より、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域 経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献す る。
	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和5年4月1日~令和7年3月31日まで (2年間)
(租 税		同上の期間 中 の 達 成 目 標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を 図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に 繋げる。
特別措置)		政策目標の 達 成 状 況	新型コロナウイルス感染症の影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
関			年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用 対象となる。
連する事項	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	 ※過去5年間の適用件数 ・平成28年度:888,592件 ・平成29年度:931,720件 ・平成30年度:960,103件 ・令和元年度:989,251件 ・令和2年度:992,154件 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
	相 性 当	当該要望項 目以外の税 制上の措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。

予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
要望の措置の 妥 当 性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。
租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 ・平成 30 年度: 960, 103 件 ・令和元年度: 989, 251 件 ・令和 2 年度: 992, 154 件 【減収額】 ・平成 30 年度(19%→15%): 1,506 億円 ・令和元年度(19%→15%): 1,569 億円 ・令和元年度(19%→15%): 1,567 億円 (出典: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	①租税特別措置法の条項:第42条の3の2、第68条の8 ②適用件数:992,154件 ③適用総額:39,175億円 ※令和2年度の適用状況
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円(うち、国税32万円)が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
前回要望時 の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい 経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽 減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することに より、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域 経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献す る。
	措要及 上上とと 要の 租措適 租法適調 租置よ手の 前置求び 記の要の 望妥 税 置用 特に用査 特適効と効 要の容額 予置項関 措当 特の意義 明づ実結 別用効し性 望の容額 予置項関 潜生 別の績 明づ実結 別用効し性 望 第年日係 置性

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	令和元年度までは、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が 回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2年度以降は厳しい状況が続いている。 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である。
	平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%)
	平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%)
これまでの	平成 27 年度改正 延長 (租特 19%→15%)
要望経緯	平成 29 年度改正 延長 (租特 19%→15%)
	令和元年度改正 延長(租特 19%→15%)
	令和3年度改正 延長(租特19%→15%)